

(仮称) 文京区景観計画 骨子
(案)

第1回検討委員会 資料第3号
P1~2

第1回検討委員会 参考資料第1号
P3~53

第1回検討委員会 資料第4号
(仮称) 文京区景観計画の基本的な構成

必須事項

- 1 景観計画区域
- 2 良好な景観形成に関する方針
- 3 行為の制限に関する事項
(景観形成基準①)

区独自

- 4 行為の制限に関する事項
(景観形成基準②)
- 5 行為の制限に関する事項
(景観形成基準③)

必須事項

- 6 届出対象行為・規模
- 7 景観重要建造物又は景観重要樹木の
指定方針

選択事項

- 8 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
- 9 景観重要公共施設の整備に関する事項

区独自

- 10 景観形成の支援策

(仮称) 文京区景観計画骨子(案)の構成

はじめに

- (1) 本計画における「景観」の捉え方
- (2) 景観計画策定の背景
- (3) 景観行政団体への移行の意義
- (4) 景観計画の区域
- (5) 景観計画の位置付け

第1章 文京区の景観の特性

- (1) 地形 (2) 歴史・文化
- (3) まちのまとまり (4) 骨格
- (5) 拠点 (6) 緑 (7) 活動

第2章 景観づくりの目標と基本方針

- (1) 「景観特性」を生かした景観づくり
- (2) 景観づくりの目標
- (3) 景観づくりの基本方針

第3章 良好な景観づくりのための
景観形成基準

- (1) 景観形成基準の考え方
- (2) 届出制度による規制・誘導

第4章 公共施設における先導的な
景観づくり

- (1) 公共施設における先導的な景観づくり
- (2) 公共施設の整備に関する
景観づくりの方針

- (3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

第5章 景観資源の保全

- (1) 景観重要建造物の指定方針
- (2) 景観重要樹木の指定方針

第6章 屋外広告物の表示等に
関する方針

第7章 景観形成の推進

資料編 景観特性基準が適用される場所

はじめに

(1) 本計画における「景観」の捉え方

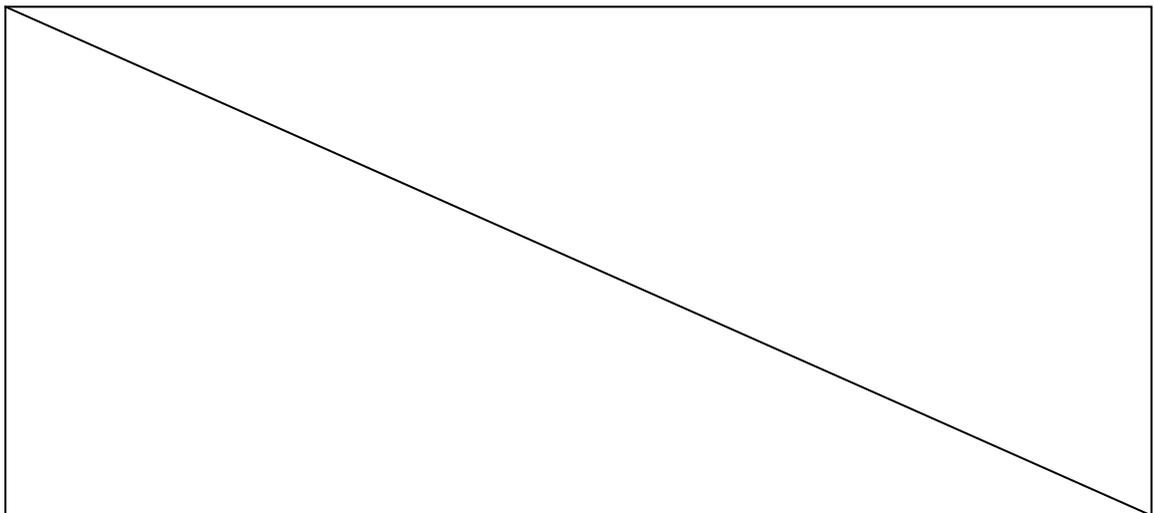
「景観」とは、建物や看板、木々の緑など、日ごろ、私たちが目にしているまちの様子や風景を表す言葉です。景観の背景には、地域で培われた歴史や固有の文化があり、景観は、それらの積み重ねによって作り上げられてきたものです。

また、良好なまち並み景観を形成する上では、道路、公園、河川などの公共施設だけでなく、建物の外観や外構、門や塀、敷地内の樹木などのように、個人の敷地であっても、私たちが日常生活で見ることができるものは、重要な役割を担っているといえます。

さらに、公園で子供たちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集い賑わう姿など、人々の活動や営みも景観の中に含まれる要素のひとつです。

本計画では、日ごろ目にするまちの風景や人々の活動、その背景である地域の歴史・文化も含め景観として捉えます。

(第1回検討委員会での意見④、⑦及び意見交換会での意見を反映)



景観の捉え方・図

(2) 景観計画策定の背景

文京区では、文京区景観基本計画（平成9年）及び文京区景観条例（平成11年）に基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて、景観ガイドライン（平成12年）を用いた指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、平成22年度までの11年間で1,172件の協議を行い、調和のとれた市街地景観を形成してきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建物や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、景観への関心と理解を深めてきました。

一方、我が国では、高度成長期以降、急速な都市化が進み、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが行われてきました。しかし、都市化の進展が落ち着くにしたがい、美しいまち並み等良好な景観に関する国民の関心が高まり、これまであまり尊重されなかった日本の景観を見直そうという気運の高まりから、平成16年に景観法が制定されました。

景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、景観行政は住民に最も身近な基礎自治体が主体的に担っていくべきという考え方を示すとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが整えられました。

（第1回検討委員会 資料第3号 p.1）

(3) 景観行政団体への移行の意義

① 区の魅力をより際立たせた景観形成を推進する

自然や歴史的な資源など、文京区らしい景観特性が見られる場所においては、それらをより際立たせるため、景観計画に、特に景観について配慮・貢献すべき基準を定めます。これにより、今まで以上に区の魅力を生かした、きめ細かな景観形成を推進することが可能となることから、景観の質の向上を図ることができます。

さらに、重点的に景観形成を推進するモデル地区を1地区選定し、その地区の持つ景観特性を重視した基準を地区住民との協働によって定め、規制誘導することで、地区の個性を際立たせる景観を創出していきます。

（第1回検討委員会 資料第3号 p.2）

② 区民や事業者に分かりやすい仕組みを構築する

現在区内では、文京区景観条例に基づき区が行う景観行政と、東京都景観計画に基づき都が行う景観行政が二重に行われているため、地区や建築物の規模によっては、区だけでなく、都とも協議を行わなければならないことから、区民や事業者にとって分かりにくい仕組みとなっています。

文京区が都の同意を得て景観行政団体となり、東京都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、これまで区と都の両方で行われてきた協議や手続きの一元化を図ります。

（第1回検討委員会 資料第3号 p.2）

③区と区民の協働による積極的な景観づくりを推進する

景観行政団体となり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園、河川などにおいて良好な公共空間を創出することによって、先導的に景観形成を推進していきます。

また、地域に親しまれ、ランドマークとなっている建造物や樹木は、除却や外観の変更などにより、良好な景観が大きく損なわれないよう、区の景観施策を通じて区民の景観づくりに対する関心を高めることで、区民の積極的な景観づくりを推進していきます。

(第1回検討委員会 資料第3号 p.2)

(4) 景観計画の区域

文京区では、区全域の良好な景観形成を図るため、文京区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」とします。

(第1回検討委員会 資料第4号 p.2)

(5) 景観計画の位置付け

(仮称)文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものです。また、文京区基本構想に掲げる分野別の将来像や、文京区都市マスタープランに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けるとともに、各種行政計画と相互に連携及び調整を図り、文京区らしい魅力溢れる景観の形成を図ります。

文京区景観計画の策定に当たっては、東京都景観計画を引き継ぐとともに、文京区景観基本計画や文京区景観ガイドラインなど、区がこれまで独自に運用してきた景観施策を反映し策定します。

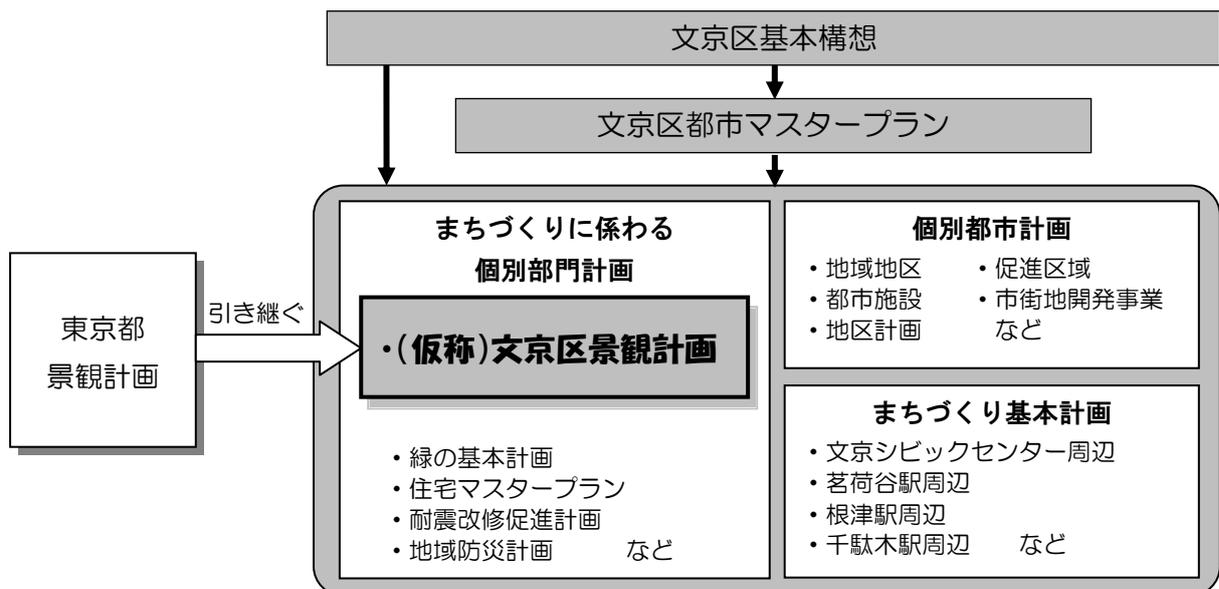


図 は-1 景観計画の位置付け